

鎌倉右大将家と征夷大将軍・補考

五二二

杉橋隆夫

はじめに

源頼朝が任じられた標掲二官職の政治的意味、それとかわって、建久元年・六年（一一九〇・一一九五）両度上洛の歴史的意義等について、私はこれまで何度か論及してきた^①。特に一九八三年に公表した「鎌倉右大将家と征夷大将軍」（『立命館史学』四号、以下「旧稿」と称す）は、卒業論文以来の課題に一応のまとまりをつけようと意図したものだが、以来、三〇年近くが経過し、私自身、認識を改めた部分がないではない。この間、学界にとりわけ強い印象を与えたのは、櫻井陽子氏による国立公文書館蔵『山槐荒涼拔書要』の紹介と考察である。氏は『山槐荒涼拔書要』の記載から読み取った事実を、みずから次のように要約している。

- 一、義仲は「征夷大将軍」ではなく、「征東大将軍」であった。
- 二、頼朝は「大将軍」を望んだのであって、「征夷大将軍」を望んだわけではない。
- 三、朝廷では、「征夷」、「征東」、「惣官」、「上将軍」等から「征夷大将軍」を選んだ。
- 四、頼朝は「征夷大将軍」を除目・勅任で与えられた^②。

爾来、これを承け、対応する論文がいくつか現れた。だが、前の要約に再考の余地はまったくないのであるか？ その点も含め、旧稿の「補考」として、なるべく重複を避けつつ以下に筆を進めることとしたい。

と、いいながら、冒頭から恐縮だが、旧稿の表を再掲させていただきます（次頁）。

一 頼朝の右大将任官と建久初度上洛

本表は『吾妻鏡』における頼朝の呼称と題し、たとえば『御成敗式目』における「右大将家の例」をはじめ、頼朝は右近衛大将として死後記念的であったことの意味を過大に評価する風を戒め、(1)後世頼朝を右大将と称したのは、將軍の代が重なるにつれて識別の用を生じ、また、初代將軍・二代將軍・三代將軍と表現する煩わしさを避けるために取られた処置にすぎない、(2)右大将を冠して頼朝を呼ぶのも、所詮、頼朝（頼朝の嫡男、二代將軍）を左衛門督といい、実朝（同次男、三代將軍）を右大臣と号するのと同等以上の意義を有さない、などと主張した。論の詳細は旧稿に委ねるしかないが、表中の呼称b cを特段の解説を施すことなく、「右大将と征夷大将軍の複合名称」とした点については、若干の補足説明が必要な状況かと思われる。

つまり私は、頼朝の「金吾將軍」、実朝の「右府將軍」と同様に、bを「極官の唐名+征夷大将軍^{ブラッ}」と解し、cを「極官（右大将）+征夷大将軍」と判断したのだが、近年に至ってもなお、かかる理解が浸透していないように見えるのは不審である。そもそも旧稿が直接批判の対象とした高橋富雄氏の論文においても、いちいちの説明は省かれているものの、

時期区分 呼称の別		I A			I B			II			III		
		正治元～承元元年 (1199) (1207)			同 左			承元2～建保5年 (1208) (1217)			貞永元～仁治2年 (1232) (1241)		
					高橋氏								
a	(故・前・征夷・大) 将軍	15	30	49	5	16	42	7	17	29	1	7	13
b	(故)幕下(大)将軍	12	19	38	11	17	53	4	9	23	2	2	13
c	(故)右大将軍	7	11		6	9		5	6		3	0	
d	(故・前・右)大将	4	11	41	4	9	28	17	23	57	9	12	87
e	(故・前・右)幕下	7	11		5	6		6	3		3	0	
f	先人・先君・幽霊	5	10	10	1	3	3	1	3	2	0	0	0

百分率、小数点以下四捨五入。0.5は適宜案配。

鎌倉右大將家と征夷大將軍・補考

b c (高橋論文では d e) を上記二官職の複合名称と考えていること自体は、行文上明らかなのである。③ しかるに、二〇〇六年に公表された論文「源頼朝呼称考」は、諸書に見える頼朝の呼称を集めて有益だが、問題の呼称を「右大将+征夷大將軍」の含意を持つのではないか」との認識に到達しながら、続けて「更なる考察が必要である」としたのは残念というほかない。④

論文の執筆者である藪田育子氏が判断に慎重を期したのは、先行する松蘭齊氏の論稿に注目したからだ。同氏は「右大將軍」を基本的に右近衛大将の謂に解釈している。しかしながら松蘭氏が、その根拠として具体的に挙げる『吾妻鏡』や『玉葉』の用例は、ほとんどの場合、実際には「右大將軍」と明記されているわけではなく、支証たりえない。⑤ これを前提とするさまざまな「推測」は説得力を有さないし、私の、というよりごく常識的な解釈を少しも揺るがすものではない。

次の文章は、一九六九年一月、京

都大学文学部に提出した卒業論文の一節である。前の表の註(の一部)として記したが、旧稿に掲載するにあたり、いかにもくどくどしいと考え省略した。しかし「右大將軍」の語義について、なお異論を遺す現今の状況に鑑み、かつは個人的懐旧の情に免じて、ここに引用することを許されたい。文章は生硬・稚拙でお恥ずかしい限りだが、最小限の補筆を施し、用字の統一をはかり(以上ゴシック体で示す)、引用史料中の正字(旧漢字)を常用漢字に改め、改行を整理したほかは、あえて原文のままに掲げておく。

今、本表については、若干の補足説明を要する。「右大將軍」とはいかにも熟さない言葉で、管見に従えば「吾妻鏡」以外にほとんど用例の無い語である。これを、右大将プラス+征夷大將軍の複合名詞とみるか、「右の大將軍」即ち、右大将と同義とするか考察を加えてみる。

近衛大将の唐名は「親衛大將軍・羽林大將軍・千牛大將軍・唐牙大將軍」(「拾芥抄」中本、第三 官位部)であり、当時、近衛大将は「將軍」とも別称され、右大将を右將軍ともいった。

「將軍」が近衛大将の別称であることは、「職原抄」に「大将(中略)総取「將軍之稱」とあり、「玉葉」元暦元年十二月一日条に、近衛大将に任ぜられることを指して、「拜「將軍之顯要」、「仕「將軍」といい、建久元年十二月十一日条には、前右大将頼朝を「前將軍」とあるによって知れる。また、右大将を「右將軍」ともいうのは、「明月記」建久七年六月十日条に、右近衛大将藤原頼実を「右將軍」と記すによって判断する。

次に、一般に長官である武官の唐名は「大將軍」である。例えば、衛門督ニ金吾大將軍、兵衛督ニ武衛大將軍(「拾芥抄」)の如し。

以上のことから、右大將軍ニ右の大將軍ニ右大将と理解することもできる。ところが「吾妻鏡」に於て、頼朝が前右大将ニ征夷大將軍である

以前、任右大将以後（建久元年十一月廿四日—同三年七月十二日）の間に、彼を「右大将軍」と呼ぶ例は、建久元年十二月十四日条に一例存するだけである。（この間、多くは（前）幕下、（前）右大将（家）と呼称している。）別段、断りはないが、「新訂増補国史大系」は「吉川本」に抛り「大」を補っているものと思われる。「吾妻鏡」には、「右將軍」の記載例が、他に存在しないところから、後に多出する「右大将軍」に合せ、「吉川本」を良としたのであろう。

だが、用例が少きことを以て疑わしいものとするならば、建久二年正月十五日条「羽林上將」は他に例をみない故、これが右近衛大将の意味であることを否定しなければならぬ。しかし、この場合は疑う訳にはゆかぬであろう。剩え、他の「吾妻鏡」諸本には——例えば、慶長十年書写「新刊吾妻鏡」（京大附属図書館蔵）、和学講談所温故堂文庫本「吾妻鏡」（同）——「右將軍」とあり、しかも「右」と「將」の間に空字はない。従って建久元年十二月十四日条は、当時の用例に基いて右大将の謂に「右將軍」を充てたのであり、「吉川本」の「大」は竄入と思われる。とすれば「右大将軍」は頼朝が前右大将であり、且つ征夷大将軍兼任以降用いられた始めたものであり、「吾妻鏡」は、右大将^{プラス}征夷大将軍の意味で使用しているものと判断して本表を作製した。

ついでながら、同様の国史大系「吾妻鏡」の誤りと思われるものを挙げておく。治承四年四月廿七日条、同十二月十二日条にある「武衛將軍」の「將軍」を竄入として扱っているが、（頼朝の前官）右兵衛佐の唐名は「武衛將軍」であり、「將軍」を衍字とみる必要はないと思う。

かくして旧稿における前引の主張は、何らの変更なく維持される。しかし、かといって、頼朝の右大将任官に込められた政治的・象徴的意義や、建久初度上洛の歴史的意味まで否定するものではない^⑥。また、以後

の歴代鎌倉將軍がすべて近衛大将になったのではもちろんないが、頼朝の死歿直後、喪中の頼家を左中将に任ずる人事を強行したうえで、父の「遺跡」継承を認める官旨を下したことや、実朝がみずから望んで左大将に任官したさいには、朝廷としていったんは、頼朝の先例に倣って右大将を用意した事実などは、交々天皇親衛の武官府としての近衛府、あるいは頼朝の官歴としての右大将が、少なくとも京都政界では意識されていたとする理解を導くであろう（なお後述参照）。

他方幕府においては、死後の称号を改めて議し決定することがあった。たとえば北条義時の例では「故前奥州禪室者、存日京官・外国共被^レ避^レ任之間、就^レ常儀^一、偏雖^レ称^レ前奥州^一、於^レ没後^一今^一者、可^レ奉^レ号^レ右京権大夫^一之旨、被^レ定下^一云々」と見える^⑧。であれば、没後呼称とその変化は必ずしも自然の変遷に帰せられないけれども、頼朝の追号が同様かどうかは未詳だ。義時のケースでは「京官・外国」が対比されている。頼朝に関しては、京官である右大将と出征の将である征夷大将軍とが比較検討されたのだろうか。それとも「常儀」の継続だったのか。問題の核心に迫りうる重要な論点の一つだが、これ以上の憶測は控えたい。ただし、京官優先の論理で右大将が浮上したのなら、その意義もまた義時の右京兆（右京権大夫）を超えないといえる。

さて建久元年（一一九〇）末、源頼朝は平治の乱に敗れて伊豆に配流となつて以来、初めて上洛を遂げ、後白河法皇以下朝廷の要人と数次に互る会談を行った。すでに旧稿その他で指摘したように^⑨、今次上京と一連の行事には、治承の内乱勃発以来の臨戦体制の解除と「平和」の到来を内外に誇示する、政治的演出の意味が込められていた。

十一月七日に入京した頼朝が、なか一日置いて最初に訪れたのは、後白河法皇の御所六条殿であった。この日、他人を交えぬ密談は昏黒に及んだ。以来、滞京一月余りの間に参院八度を数えた。今日、会談の内容

を知る術はほとんどないが、わずかに、翌年の閏十二月二十八日付源頼朝御教書（佐々木定綱宛、『渋柿』所収）には、頼朝自身の口で次のように語られている。

されば去年の御在京に、初て院の見参に入て、さまざまの御誼共を下されし中に、平大（相）^{（清盛）} 国入道の心短くて、何事も念ずる事の叶ざりしが、かくては世をたもち、天下の御うしろみ^{（後見）}申事有べからず。^{（頼朝）} 臣はいみじく心ながくて、つらき事をもゆゑしく忍びにけるが、有難も行末もたのしく思召ぞよと御感有き。

平清盛を引き合いに出して頼朝を褒めそやす後白河。それをまた、挙兵以来の功臣佐々木定綱に得々と語って聞かせる頼朝。法皇には、こうも応じた。「ワガ朝家ノタメ、君ノ御事ヲ私ナク身ニカヘテ思候シルシ」として、同じく功臣上総介広常誅殺の真相を枉げてまでだしに使い、頼朝の方は恭順と忠誠を誓ったのである。建久対談の秘められた一面が顔を覗かせているように思われる。

後白河・頼朝会談では、あるいは頼朝の娘大姫の入内問題も話し合われたであろうが、主要議題は、恐らく、これまでいくつかの段階を経て、いわば戦時立法として頼朝（幕府）に授与されてきた権限を、今日の新しい事態を踏まえてどう総括し、いかに国法上に明文化するか、をめぐってであろう。頼朝の院奏には「群盗事并新制事」が含まれており、彼の帰東後間もない建久二年三月に、計五三カ条にもおよび公家新制が発令されたのが、その点で注目される。なかんずく、同三月二十二日令第一六条には「海陸盜賊・放火」犯の捕縛が「前右近衛大将源朝臣并京畿諸国所部官司」に命じられており、まさしく院奏の内容に照応する条文だといえる。ここに頼朝を頭目とする鎌倉幕府は、国家的・全国的に軍事警察権を行使する機関として、国法上に公然とその地位を確立したのである。

かかる権限は、頼朝の死後直後、嫡男頼家に下された官旨に「統前征夷將軍源朝臣遺跡一、宜令下_二彼家人郎從等_一如_レ旧奉_中行諸国守護_上」とあるように、恒常的「諸国守護」と表記され、以後、代々鎌倉殿が継承するところとなった。^⑭ 純法制的に見れば、建久元年末の政治交渉に端を発し、翌年三月の新制に収斂する一連の事態をもって鎌倉幕府の成立と主張することは十分に可能である。

そしてこのような頼朝の法制上の地位を象徴するものとして、後白河主導のもとに推進されたのが右大将への任官であった。すでに元暦元年（一一八四）三月、木曾義仲追討の賞として正四位下に昇叙された時から「直官」（あるいは京官の謂カ）への任命が取り沙汰されていた。^⑮ 右大将任官に先立つ権大納言任官は前提措置にすぎず、天皇親衛の武官の長上たる近衛大将への任命こそが、王朝政府にとって長年の懸案だったと想像される。ただし、この時すでに、頼朝と兼実の同盟関係は変調をきたしており、右大将任官を一貫して主導したのは後白河であった。その執心ぶりは拜賀の儀式にも色濃く投影していたという。^⑯

片や頼朝とて、終始諸々としてこれに従った訳ではない。むしろ忌避する姿勢さえ示したものの、かつての厳しい対立は今や色あせ、「朝大將軍」を自任する頼朝にとって峻拒は難しかった。結局この問題は、頼朝が権大納言・右近衛大将の両職を受けたのち、出京に先立って辞任するかたちでケリがついた。^⑰

翻って私は思う。そもそも「建久和談」を招来した根本的要因・素地は何なのか、と。これ以前はもとより以後においても、東西の両権力が拠って立つ基盤を異にする以上、各々の頭目が対立と妥協を繰り返すのは当然だが、たとえ表面的にせよ、建久元・二年の交に現出した和議の政治的意義は、けっして小さくない。

『平家物語』が伝える頼朝拳兵秘話―後白河が平氏追討を命じる院宣

（藤原光能奉）を、怪僧文覚を通じて密に頼朝に伝えた（巻第五「福原院宣」）のすべてが事実を反映しているかどうかは別にして、『愚管抄』も文覚が伊豆で頼朝を指嗾した事実そのものは否定していない（巻第五「安德」）。後白河法皇を起点として、彼らが拳兵前から相互に顔見知りだった可能性は高い。

一般的には余り注目されない史料だが、『山槐記』平治元年（一一五九）二月十九日条には、この日催された上西門院殿上始において、殿上人の首席平清盛以下に十二歳の初々しい藏人頼朝が、盃杓儀の初献を勤めている。上西門院（統子内親王）は後白河天皇の同母の姉であり、前年に天皇の准母として皇后に冊立された。かくして院号宣下となったのちも、後白河上皇とは親密な関係にあった。頼朝が、清盛や上西門院はおろか後白河とも、この時期に面識を形成したと想定するのは、あながち強引とはいえない。

近時、高尾神護寺が蔵する「源頼朝画像」の像主に対する疑問が出されているが、なお決着が着いている訳ではない。件の像主が誰であれ、かつて同寺の仙洞院に、後白河法皇を中心に、平重盛・源頼朝・藤原光能・平業房の肖像が掲げられていたとする『神護寺畧記』の記事そのものの否定にまでは、およぶべくもない。神護寺の所伝は、法皇を圍繞する廷臣の一人として頼朝を位置づけているのである。¹⁹⁾

総じて頼朝は、下級軍事貴族の嫡男として、人間形成上もとても重要な幼少期を京都で過ごし、その文化・思想を吸収し、後白河上皇を頂点とする社会的・政治的人間関係に組み込まれていたのである（在京御家人の制や江戸時代の参勤交代制も、こうした観点から再評価する必要がある）。「建久和談」はかかる伏流水の表出であり、懐旧の念の交差であった。頼朝の娘大姫の入内計画が、この時期に具体化するのも必然だったといえる。²⁰⁾

二 征夷大将軍補任問題

前節では従来の主張を再確認し、かつは今日の研究状況に鑑み、多少の強調点を列記するに留まった。むしろ課題として認識すべきは征夷大将軍の方だ。私はこれまで、頼朝に先立つ義仲の任を征夷大将軍とする説を考慮し、これに有利な史料を吟味しつつ、一方で征東・征夷の異同に疑問を呈しながらも、最終的には征夷大将軍とする理解に傾いてきた。²¹⁾しかし本論「はじめに」で紹介した櫻井氏の論文は、義仲が就任した官職を征東大将軍と確定したもので、これに異論の余地はない。ただ、続く論点二・三についてはどうだろうか。

確かに、氏が注目した『山槐荒涼拔書要』の記事には、「前右大将頼朝申^レ改前大将之号^一、可^レ被^レ仰^二大将軍^一之由」とあり、今次申請が頼朝側によってなされたであろうことは、容易に承認される。前節で見たとように、そもそも頼朝は、右大将への任官をさして希望してはおらず、後白河の強い主導下を実現した人事であった。だから『吾妻鏡』地の文の記載ではあるが、「將軍事、本自雖^レ被^レ懸^二御意^一、于^レ今不^二令^レ達^レ之給^一。而^レ法皇崩御之後、朝政初度、殊有^二沙汰^一被^レ任之間、故^レ以及^二勅使^一」と述べているのは、真相に迫る表現だといえる。後白河亡きあと、当然ながら朝政は関白兼実の領導に帰した。兼実と頼朝との政治的協力関係も一時の変調を克服し、旧に復したものと思われる。頼朝の申請を受け、今度は兼実が首導して征夷大将軍の叙任が行われたのである。『山槐荒涼拔書要』は、頼朝を何職に任ずべきか、諮問の主体が兼実だった事実を明記しており、所詮は物語上の虚構と仮託にすぎないが、『平家物語』諸本に載せる任征夷大将軍宣旨が上卿を兼実としているのは、本件人事が同人の強い意志により遂行された事実の反映であろう。²²⁾「朝政初度」の今、かつての後白河―頼朝関係を象徴する「前大将之号」

を一新し、改めて兼実―頼朝の連携を確認する名号として「大將軍」を追求する点で、彼私の思惑が一致したのだと評されよう。しかも叙任の形式は、あえて「勅任」とされた。ここに『愚管抄』の表現によれば「殿下、カマ倉ノ將軍仰セ合セツ、世ノ御政ハアリケリ」という政治体制が出現したのである。²⁴

ただ、頼朝が求めたのは「大將軍」であり、「征夷大將軍」を望んだわけではない、とする点についてはいかがであろうか。確かに『山槐荒涼拔書要』では、頼朝の申請を受けた関白兼実が、家司宗頼を使者として中山忠親以下の諸卿に勘文を回覧、意見を徴した結果「征夷大將軍」が撰ばれた経緯は明らかだが、実際に頼朝が「征夷大將軍」を望まなかったかどうかは別問題である。およそ勘文とか諮問とかが、すでに定まった結論に導くための形式的手続以上の意味を持たなかった歴史上のケースを、われわれは十分に承知しているはずではなからうか。あるいはまた、頼朝からの「大將軍」とする申請を受理しただけで、子細を確認することなく、一方的に朝廷・兼実が詮議・決定したと考える方が、むしろ現実的ではない。

顧みて前述のごとく、かの元暦元年（一一八四）三月、木曾義仲追討の賞として正四位下に昇叙された時から、頼朝への授官が取り沙汰されていた。先例に若干の事実誤認を含みながらも、『吾妻鏡』はこれを「征夷將軍 宣下」の意味に理解しており、『平家物語』が同職宣下を寿永二年（一一八三）に遡らせているのも、正確な時期は別にして、かなり早い段階から征夷大將軍任官が問題になっていた情況の反映と見て、差し支えないのではなからうか。²⁵特に頼朝の任官問題が、義仲追討の恩賞として朝幕間に浮上したとなれば、在京義仲の征夷に対し、遠く鎌倉にある頼朝が征夷を意識してもおかしくない。頼朝は、大將軍なら何でもよいが、右大将では気が進まないという程度の政治家ではない、と私は想像する。

かくして建久三年（一一九二）七月、頼朝が征夷大將軍に任官して以降の政治過程については、旧稿以下の繰り返しになる。²⁶詳細と典拠については各論に委ねるとして、下文に略述する。

さて頼朝は、在任二年余りで征夷大將軍を辞する意向を示した。彼が二度に互って辞表を上げ、勅許を待たず、以後みずからは辞任がなつたものとして行動した事実を重視し、従って、征夷大將軍の官職やこの時期の政治情況に特別な意味を付与する理解もあるが、賛成しがたい。後年、頼家が左衛門督を辞任しようとしたさいにも同様の経過が認められる。ある程度の期間、一つ官職に留まった者が一応の辞表を表わす行為は、古来よく見られた例であり、なにも頼朝や頼家の場合のみを特別に扱わねばならぬ理由はない。むしろ「上表三度」の慣行に鑑みるならば、頼朝が上表を二度に止め、三度目の辞表を捧呈しなかつた事実の方が意味深いのではなからうか。朝廷は上表を認めず、二度の辞表をまとめて関東に返還している。任命権者が受理しない辞任は、正式には成立していないのである。

三度目の上表を控えた頼朝の許に残ったのは、恐らく、さらにその座にあつて天皇を補弼せよという命令だけであつただろう。かかる観点からすれば、頼朝が二度限りの辞意を表わしたのは、はじめから朝廷の慰留を予期したうえで、かえつてこの行為により、彼は、本来臨時の官職として、早晚辞職すべきはずだった征夷大將軍の職に長く留まり、果ては子孫にまで相承させるのに好都合な名目を獲得したとさえ評しえよう。かくして征夷大將軍の職名は、武家の棟梁に与えられる恒常的な官職へと変質した。換言すれば、東国の家人集団を率いて戦いに臨む体制の継続・恒常化が、征夷大將軍の名号により確認されるようになったとも概括できる。前述、頼家への家督継承を認める宣旨に、頼朝が生前行使した権限は、「前右大将」ならぬ「前征夷將軍」の「遺跡」と規定されたのである。

以後の経過についても補足しておきたい。かくして頼家に対する家督と権限の継承が公認された訳だが、頼家が実際に征夷大將軍に任じられたのは、二年半後の建仁二年（一一二二）七月、従二位昇叙と同時にであった。頼家や実朝は、官位昇進の面で摂関家庶子並みの厚遇を受けたとされるものの、頼朝がこの職に就いたのは正二位の時であり、頼家が若年である点を除けば、將軍職の継承は父の例に倣ったということであろう。その意味で征夷大將軍職は、頼朝の目論み通り、臨時の職から関東の軍権を象徴・継承する官職として、実績を重ねたのだといえる。一代で終わると次代に継承されるのでは、決定的に意味が異なる。ここに史上初めて征夷大將軍は、父子間に相伝されることとなった。

頼家の弟千幡に対する將軍宣下は、建仁三年（一一二三）九月に行われた。頼家失脚という混乱状態のなかで、鎌倉殿の地位（家督）継承を明示する官職として関東からは宣旨を乞い、時の為政者後鳥羽上皇も積極的に応じたものと考えられる。直後に元服した千幡に実朝という名を与えたのも、上皇みずからであった。以後、鎌倉殿は征夷大將軍とする觀念が確立するのである。

嘉祿二年（一一二六）正月、摂家將軍頼経も元服の直後に將軍宣下を受けた。鎌倉殿頼経の時代に出された公家新制（寛喜三年令）は、海陸盜賊の制圧を「諸国司並左近衛權中将藤原頼経朝臣、從等」に命じ（第三二条）、京中諸保夜行の催行および京中強盜の停止を「諸衛等輩」に命じるとともに、頼経の「在京郎從」の助勢を指示している（第三四・三五条）。前条は、かの建久二年三月二十二日令（第一六条）で鎌倉殿頼朝の権限として承認した「諸国守護權」を頼経に対して確認したものであり、後条では、同二十八日令（第二二条）では関与が認められていなかった京中諸保夜行に、幕府の関与を明記しているところが注目される。承久の乱（一一二二）を経て一段と拡大・浸潤した幕府の軍事警察權を、国法上に

如実に反映した条文だと評価できよう。

顧みるに、三寅（頼経）の元服を前にして『明月記』は「彼御官又不可_レ過_二征夷大將軍_一。是前_{（頼朝）}右大將之吉例也。坐_二遠境_一、任_二次第頭官_一、已不吉事也」とする父道家の言を書き留めている。さらに遡つては、頼りに官位昇進を願う実朝に対する大江広元の諫言は有名だが、その一節には「昇_二中納言中將_一御。非_二摂関御子息_一者、於_二凡人_一不可_レ有_二此儀_一」「只為_二征夷將軍_一、漸及_二御高年_一、可_レ下_レ兼_二大將_一給_上敷」とあった。頼経の段階では、紛れなき「摂関御子息」であっても「頭官」を帯びることなく、ただ征夷大將軍としてあるのが至当とされた。それ程までに征夷大將軍は、鎌倉殿の地位と密接不可分の職名と觀念されるようになったのである。

おわりに

本稿で論じた要点は以下の通りである。

- (1) 源頼朝を右大將と称するのは、後代識別の用を生じたからにすぎず、右大將の官職それ自体に特段の意義がある訳ではない。
- (2) 頼朝の右大將任官は、建久初度上洛により確定した幕府の法的地位を象徴するものとして、後白河法皇が強引に推進した結果であり、頼朝はむしろ不満であった。
- (3) 征夷大將軍職は後白河歿後、政治体制が刷新されたのを機に、頼朝の要請に九条兼実が応え宣下された。
- (4) 頼朝が同職辞任の意向を示したのは事実だが、上表を二度に止め、かえって朝廷からは慰留の現言質を引き出すことにより、本来臨時の官職の常置化に途を拓いた。
- (5) かくして征夷大將軍は、幕府の首長・鎌倉殿の地位を象徴する職名となった。

- 各年) 参照。
- ⑦ 『吾妻鏡』 正治元年二月六日、建保六年二月十日・十二日、三月十六日各条。『明月記』 正治元年正月二十日・二十二日各条。なお、両時、頼家・実朝の任官と家格秩序との関係については、元木泰雄「五位中将考」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』 思文閣出版、一九九七年) 参照。
- ⑧ 『吾妻鏡』 元仁元年九月五日条。
- ⑨ 註①所引拙稿および「源頼朝の上洛」(NHK歴史誕生取材班編『歴史誕生10』角川書店、一九九一年)。
- ⑩ 『愚管抄』 卷第六、後鳥羽。当該記事の解釈と意義については、註⑥所引上横手論文一五四～一五五頁・一六三頁参照。
- ⑪ 大姫入内問題の経緯については、主として註①所引拙稿a参照。
- ⑫ 『玉葉』 建久元年十二月十八日条。
- ⑬ さしあたり「三代制符」建久二年三月二十二日後鳥羽天皇宣旨(『鎌倉遺文』五二三号)参照。なお、この新制条文の評価等については、主として註①所引拙稿b二八頁参照。
- ⑭ 以上、『吾妻鏡』 正治元年二月六日条、「近衛家文書」寛喜三年十一月三日後堀河天皇宣旨(『鎌倉遺文』四二四〇号)第三二条等。また、拙稿「公家政権と鎌倉幕府」(『歴史公論』一〇巻一〇号、一九八四年)参照。
- ⑮ 『玉葉』 元暦元年三月二十八日、文治二年五月二十八日条。
- ⑯ 『官職秘抄』 下、『玉葉』 建久元年十一月五日条。併せて註①所引拙稿b二九頁。また、この前後、建久初度上洛時に関する諸点に関しては、主として註①所引拙稿aによる。
- ⑰ 桃崎有一郎「鎌倉殿昇進拝賀の成立・継承と公武関係」(『日本歴史』七五九号、二〇一一年)。
- ⑱ 以上、『玉葉』 建久元年十二月八日条。当該史料については、註①所引拙稿a特に一〇頁、頼朝の対応に関しては、註①所引拙稿b二九頁他。
- ⑲ 以上、特に「頼朝、奇跡の復活」(NHK歴史誕生取材班編『歴史誕生10』角川書店、一九九一年)における杉橋執筆・発言部分。また、「源頼朝像」にかかる近年の研究状況と所論については、上横手雅敬「源頼朝像をめぐって」(『龍谷史壇』一〇六号、一九九六年) 要参照。
- ⑳ 大姫入内問題の詳細については、註①所引拙稿a参照。
- ㉑ 旧稿二三～二四頁、および『国史大辞典 第八卷』(吉川弘文館、一九八七年)「征夷大將軍」の項(杉橋執筆)。また、義仲の任官を征夷大將軍とするのは、古く、喜田貞吉「征夷大將軍の名義に就いて」(『民族と歴史』七卷五号、一九二二年)。
- ㉒ 建久三年七月二十六日条。
- ㉓ たとえば、『源平盛衰記』 卷第三十三「頼朝征夷將軍の宣付康定関東下向の事」、延慶本『平家物語』 卷八一「十六 康定関東より帰洛して関東事語申事」などに、ほぼ同文の官宣旨を載せ、何れも奉勅上卿を兼美としている。また、これらの物語において、頼朝の任征夷大將軍が実際よりも遡って寿永二年の事件とされた理由・事情について、古くは喜田貞吉氏が触れ(「征夷大將軍の名義に就いて」(前掲)、最近では櫻井陽子氏が言及している(『平家物語』の征夷大將軍院宣をめぐる物語」(佐伯真一編『中世の軍記物語と歴史叙述』竹林舎、二〇一一年))。私もかつて卒業論文でかなり詳細に論じたことがあり、何れ別の機会に公表を考えたい。なお、『平家物語』当該箇所では、宣旨と院宣とは基本的に書き分けられている。畢竟、「院宣」は將軍宣旨とは別の文書を指しており、物語上も「征夷大將軍院宣」なるものは存在しない。
- ㉔ 卷第六、後鳥羽。
- ㉕ 以上、『吾妻鏡』 元暦元年四月十日条および上述参照。
- ㉖ 旧稿および『国史大辞典 第八卷』「征夷大將軍」の項(前掲)、「征夷大將軍」(村井康彦責任編集『戦乱の日本史 2 平安王朝の武士』第一法規出版、一九八八年)、「鎌倉幕府の成立はいつとらえるか」(『教室の窓』 中学社会』三四四号、東京書籍、一九九〇年)、「鎌倉幕府の成立はいつか」(『週刊 再現日本史』鎌倉・室町①、講談社、二〇〇二年)、その他。
- ㉗ 註⑦所引、元木論文参照。
- ㉘ 命令の実行主体が、鎌倉殿その人ではなく「郎従」となっている点、その他前後の行文に関しては、拙稿「公家政権と鎌倉幕府」(前掲) 四三～四四頁参照。
- ㉙ 以上、『明月記』 嘉祿元年十一月十九日条、『吾妻鏡』 建保四年九月十八日・二十日各条。